

## 後期高齢者医療制度への財政支援を求める意見書

高齢者を取り巻く状況が消費税増税や特例水準の解消による年金支給額の減額など、ますます厳しくなる中で、大阪府後期高齢者医療保険料は、現状においても他の都道府県に比して高い水準にあることを鑑み、第4期改定に当たっては一定の負担軽減を図っていくことが必要である。このため広域連合では、剰余金を活用して軽減適用後の1人当たり平均保険料が、第3期平均保険料に比較して1.21%の増加となる状況まで抑制した。さらに、大阪府後期高齢者医療財政安定化基金への拠出を得て増加抑制を求めたところであるが、26年度当初予算案において受益と負担の観点から、公費投入による保険料抑制は行わないとして拠出を見送られたところである。

広域連合には独自財源がなく、保険料増加抑制策は剰余金を活用する以外には、大阪府が所管する同基金を活用することが唯一の方法である。同基金は、国、府、広域連合が3分の1ずつ財源を拠出するもので、大阪府が活用を決定すれば、国からも同額が拠出され、保険料増加抑制に国費を活用できる。被保険者が置かれている状況を考慮すれば、同基金を活用した保険料増加抑制がぜひとも必要であると考えらる。

よって、本市議会は、大阪府に対し、大阪府後期高齢者医療財政安定化基金を活用した財政支援を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年3月26日

大 阪 府 茨 木 市 議 会